

主な内容

2022.3 no.452

令和4年度前期技能検定試験	1
仕事と生活の両立応援宣言のご案内	2
ハッピーライフローンのご案内	2
九州・山口ワーク・ライフ・バランスキャンペーンサイト	3
労働委員会からのお知らせ	3
中小企業労働相談所をご利用ください	3
「ひなたの極」認証制度のご案内	4
中小企業退職金共済制度のご案内	4
ハロートレーニング受講生募集	5
協会けんぽからのお知らせ	5
労働相談 Q & A	6
労働局からのお知らせ(パワハラについて)	7
労働局からのお知らせ(在籍型出向について)	8



令和4年度前期技能検定試験を実施します

◇技能検定とは?◇

働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、これを公証する国家検定制度です。技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名(特級、1級、単一等級)または都道府県知事名(2級、3級)の合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

1 受検申請受付

令和4年4月4日(月)から4月15日(金)まで

2 受検案内交付場所

宮崎県雇用労働政策課、宮崎県職業能力開発協会及び最寄りの市町村役場で交付します。

3 実施日

令和4年6月7日(火)から令和4年9月11日(日)までの期間で別途指定します。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては中止又は延期となる場合があります。

4 合格発表日

令和4年8月26日(金) 3級のみ

令和4年9月30日(金) 1級、2級、単一等級

お知らせ

●本人確認書類の提出

受検申請時に、本人確認種類(写し)の提出が必要になります。

(例) 運転免許証、日本パスポート等

◆お問合せ先◆

宮崎県職業能力開発協会 TEL : 0985-58-1570

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL : 0985-26-7107

「仕事と生活の両立応援宣言」

宣言企業・事業所募集!

「仕事と生活の両立応援宣言」とは、企業・事業所のトップの方に従業員が仕事と生活の両立ができるような「働きやすい職場づくり」への具体的な取組を宣言していただく制度です。

登録後は宣言書(右見本)を額縁に入れてお渡しするとともに、県庁HPで公表するなど、広くご紹介させていただきます!



～新しい登録企業のご紹介～

◇1月登録◇

- ・株式会社ウィズネス
- ・神崎建設工業株式会社
- ・くら社中
- ・株式会社グランドライン
- ・MANGO株式会社

◇2月登録◇

- ・楠元労務管理事務所
- ・木田組生コン有限会社

◇3月登録◇

- ・特定非営利活動法人 カラザ 児童療育サポートセンター ぴこっと
- ・特定非営利活動法人 カラザ 児童療育サポートセンター ぴこっと西町
- ・特定非営利活動法人 カラザ 放課後等デイサービス いーず
- ・有限会社河電工
- ・株式会社クラブ
- ・山崎株式会社

宮城県 仕事と生活の両立 検索



◆お問合せ・お申込み先◆

宮城県雇用労働政策課 TEL:0985-26-7106
E-mail:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

ハッピーライフローンのご案内

県では、中小企業にお勤めの方の生活と福祉の向上を目的として、低利率の融資制度を設けています。県内に1年以上居住し、かつ県内の同一中小企業に1年以上お勤めされている方などの申込み条件を満たす方であれば、九州労働金庫を通じてご利用いただけます。

なお、令和3年4月1日より、生活資金の融資金利が2.9%から2.0%に下がりました。



項目	教育資金	生活資金
年利(固定金利)	1.3 %	<u>2.0 %</u>
限度額	500 万円	100 万円
返済期間	10 年以内(最長4年の元金据置可)	5 年以内



◆お問合せ先◆九州労働金庫 宮崎県内各営業店

ローンセンター宮崎(0985-26-9207)、延岡支店(0982-35-6657)、都城支店(0986-23-2257)、他8店舗

九州・山口ワーク・ライフ・バランスキャンペーンサイトのお知らせ

九州・山口各県知事及び経済界代表で構成される九州地域戦略会議では、地方創生や人口減少に関するプロジェクトチームを設置し、九州・山口地域が一体となって取り組むべき地方創生に係る具体的取組の企画立案を行っています。

同キャンペーンではサイトを設立し、九州・山口各県のワーク・ライフ・バランス推進に向けた好事例等を掲載しています。ぜひご覧ください。

九州・山口 WLB 推進キャンペーン



◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課 TEL:0985-26-7106

E-mail:koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

労使トラブルはあっせんで解決!

宮崎県労働委員会では、労働者個人・労働組合と使用者との間に生じた労働関係のトラブルの解決をサポートするため、労働委員会が間に入り話し合いによる解決を図る「あっせん」を行っています。

あっせんは無料です。お気軽にご相談ください。

働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538

【宮崎県労働委員会】

宮崎市橋通東1丁目9番10号(県庁3号館6階)



労働委員会
ホームページ



労働に関することはお気軽に御相談ください!

県では、県内の労働者や事業主等から、賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について、相談を受け付けています。

費用は、無料です。お気軽にお電話ください。

【受付時間】月曜日から金曜日(祝祭日を除く) 8時30分～正午及び13時～17時

宮崎中小企業労働相談所

(県雇用労働政策課内)

電話 0985-44-2618

日南中小企業労働相談所

(日南県税・総務事務所内)

電話 0987-22-2714

都城中小企業労働相談所

(都城県税・総務事務所内)

電話 0986-23-4518

延岡中小企業労働相談所

(延岡県税・総務事務所内)

電話 0982-33-2862

※ 来所相談については、感染症拡大防止のため休止する場合がありますので、事前にお電話ください。

また、メール相談も受け付けています。

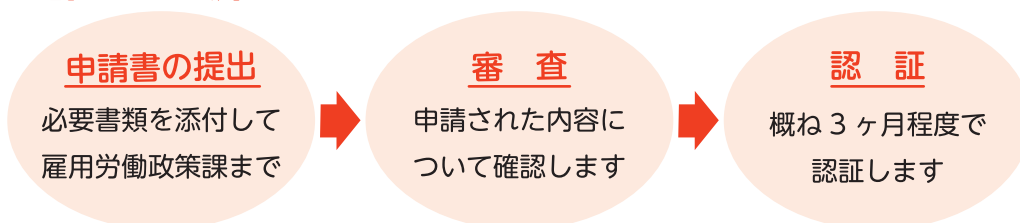
◆メール相談アドレス◆ koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

「働きやすい職場『ひなたの極』」認証制度のご案内

仕事と生活の調和の実現に向けた職場環境づくりを積極的に行っている企業や事業所のうち、特に優れた取組成果が認められる企業等を知事が認証する制度です。
令和4年3月1日現在、41の企業・事業所が認証されています。
申請は随時受け付けております。貴社も目指してみませんか？

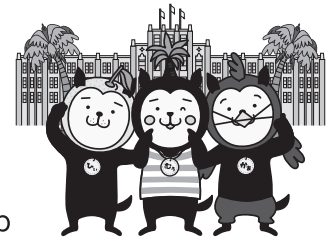


● 認証までの流れ



認証基準改正のお知らせ
令和4年4月1日から審査項目を変更します。
ハラスメント対策、高齢者雇用に係る項目を変更します。詳しくは県HPをご確認ください。

宮崎県 ひなたの極



◆お問合せ・お申込み先◆
宮崎県雇用労働政策課 TEL：0985-26-7106
E-mail：koyorodoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

働くみんなに、
大きな安心。

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業に
ご利用いただいている国の退職金制度です。

中退共 小企業退職金共済制度

安全
国の制度だから安心
新規加入や掛金を増額する場合、
掛金の一部を国が助成します。

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単
社外積立で管理も簡単
納付状況や退職金試算額を
事業主さんにお知らせします。



詳しくはホームページをご覧ください。

ハロートレーニング(公共職業訓練) 受講生募集のお知らせ

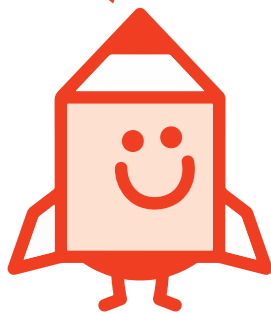
県では、離職者の方が就職するために必要な知識や技能(パソコンスキル・介護等)を習得し、早期に就職するための職業訓練を、民間教育訓練機関等に委託して実施しています。

県内各地区で随時開講していますので、コースの詳細はお近くのハローワークまでご相談ください。



ハロートレーニング
— 急がば学べ —

幅広い年代の方が
受講しています！



1 受講対象者

ハローワークに求職申込みを行っており、ハローワークから訓練受講のあっせん(受講指示、受講推薦または支援指示)を受けられる方。

2 授業料

無料です。ただし、テキスト代や資格取得試験にかかる受検料等は実費負担となります。

3 申込方法

お住まいの住所を管轄するハローワークで職業相談のうえ申込手続きをしてください。

◆お問合せ先◆

宮崎県雇用労働政策課人材育成担当 TEL:0985-26-7107

宮崎県立産業技術専門校 TEL:0983-42-6505

協会けんぽ
からのお知らせ

令和4年度の宮崎支部の保険料率が決まりました

宮崎支部の健康保険料率および介護保険料率に変更されます。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

	現 行	令和4年3月から (4月納付分から)
健康保険料率 (宮崎支部)	9.83%	10.14%
介護保険料率 (全支部一律)	1.80%	1.64%

※任意継続健康保険料は4月分(4月納付分)から変更になります。

保険料率は、都道府県ごとの医療費水準に基づいて算出されます。このため健康診断・保健指導による疾病予防やジェネリック医薬品の使用促進などの取組により、都道府県の医療費を下げることであれば保険料率も下がる仕組みになっています。

令和4年度は、前年度より保険料率が上がる結果になりました。協会けんぽ宮崎支部では、引き続き保険料率を引き下げできるよう事業運営に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

マイナンバーカードが保険証として利用できます！

マイナポータルなどから利用登録して、マイナンバーカードに保険証機能をつけることができます。ぜひご利用ください。



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東 1-7-4 第一宮銀ビル 5階
TEL:0985-35-5364 (代表)

労働相談

Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 育児・介護休業法が改正されるということですが、事業主は何をする必要がありますか。

A 男女とも仕事と育児を両立できるように、産後パパ育休制度(出生時育児休業制度)の創設や雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化などの改正が行われ、令和4年4月1日から3段階で施行されます。ここでは、令和4年4月1日から事業主が行わなければならないことを中心にお答えします。

1 令和4年4月1日施行

● **育児休業を取得しやすい雇用環境の整備**

育児休業と産後パパ育休の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のいずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 育児休業・産後パパ育休に関する研修の実施
- ② 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備等(相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の育児休業・産後パパ育休取得事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ育児休業・産後パパ育休制度と育児休業取得促進に関する方針の周知

● **妊娠・出産(本人または配偶者)の申し出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置**

本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た労働者に対して、事業主は育児休業制度等に関する以下の事項の周知と休業の取得意向の確認を、個別に行わなければなりません。

- 周知事項**
- ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度
 - ② 育児休業・産後パパ育休の申し出先
 - ③ 育児休業給付に関すること
 - ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休期間について負担すべき社会保険料の取り扱い

- 個別周知・意向確認の方法** ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

※雇用環境整備、個別周知・意向確認とも、産後パパ育休については、令和4年10月1日から対象。

● **有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和(就業規則等を見直しましょう)**

現行(育児休業の場合)

- (1) 引き続き雇用された期間が1年以上
- (2) 1歳6か月までの間に契約が満了することが明らかでない

令和4年4月1日～ 上記(1)の要件を撤廃し、(2)のみに

※無期雇用労働者と同様の取り扱い(引き続き雇用された期間が1年未満の労働者は労使協定の締結により除外可)

※育児休業給付についても同様に緩和

2 令和4年10月1日施行

● **産後パパ育休(出生時育児休業)の創設、育児休業の分割取得**

3 令和5年4月1日施行(従業員数1,000人超の企業)

● **育児休業等の取得の状況を年1回公表することが義務付けられます。**

※2～3についての詳細は、厚生労働省のホームページ等でご確認下さい。

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆ 宮崎県中小企業労働相談所(宮崎/都城/日南/延岡)

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL:0985-26-7106

宮崎県中小企業労働相談所

検索

2022年4月からパワーハラ防止対策を行うことが全ての企業に義務化されます！

(大企業は2020年6月から義務化されています。)

職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の類型、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
1 身体的な攻撃 暴行・傷害	● 殴打、足蹴りを行う。 ● 相手に物を投げつける。
2 精神的な攻撃 脅迫・名誉毀損 侮辱・ひどい暴言	● 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。 ● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行う。
3 人間関係からの切り離し 隔離・仲間外し・無視	● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。
4 過大な要求 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。
5 過小な要求 業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと	● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。 ● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。
6 個の侵害 私的なことに過度に立ち入ること	● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。

職場におけるパワーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません（義務）

- 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- 窓口を設ける等相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- プライバシーの保護、不利益取扱いをしないことの周知

事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることは、法律上禁止されています。

職場におけるパワーハラスメントを防止するための望ましい取組

- セクハラ、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等と一元的に相談に応じることのできる体制の整備
- 職場におけるパワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組
- 必要に応じて、労働者や労働組合等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、雇用管理上の措置の運用状況の的確な把握や必要な見直しの検討等に努めること

- ポータルサイト「あかるい職場応援団」で職場におけるハラスメントに関する情報を発信しております。社内の体制整備に是非ご活用ください。

あかるい職場応援団 HP

検索



【お問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821 📠0985-38-5028

コロナ禍における雇用維持・人材確保に取り組む事業主の皆様へ

在籍型出向

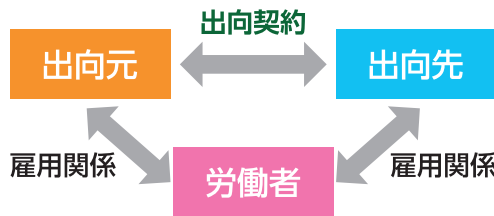
で 従業員の雇用を守りませんか？
人材を確保しませんか？

在籍型出向とは

出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。



感染症の影響で
従業員の仕事がない
雇用維持のために
一時的に他社で
働いて欲しい



人手不足が
感染症の影響で
加速している。
人手の確保が急務



在籍型出向のメリットは？

(実際に在籍型出向を実施した事業主や労働者へのアンケート結果より)

出向元企業

- 出向労働者の労働意欲の維持・向上につながる
- 出向労働者のキャリア形成・能力開発につながる
- 出向期間終了後、出向労働者が自社に戻ってくることが確実
- 出向労働者の刺激になり、自社の業務改善や職場活性化に期待ができる



自社の業務改善や
職場活性化に期待が
できる

出向先企業

- 人手不足が解消され、自社の従業員の負担を軽減できる
- 社会人としての基礎スキルや職務に必要な職業能力を持った人材を確保できる
- 自社の従業員への刺激になり、業務改善や職場活性化が期待出来る
- 新たに採用するよりも人材育成のコストを抑制できる



労働者

- 出向先での新しい仕事の経験がキャリアアップ・能力開発につながる
- 出向元での雇用が維持されているので安心して働くことができる
- これまでどおりの収入を確保できたため生活の安定が図られる



産業雇用安定センターでは在籍型出向のマッチングを無料で支援しています

▶ お問合せ先

公益社団法人 産業雇用安定センター 宮崎事務所 ☎0985-38-7210
〒880-0812 宮崎市高千穂通1丁目6番35号 住友生命宮崎ビル3階



産業雇用安定
センターHPは
こちらから

産業雇用安定助成金

で出向経費が軽減されます！

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対して、助成します。

NEW

令和3年8月1日より **独立性の認められないグループ企業や子会社間での在籍型出向なども助成対象**となりました

▶ 産業雇用安定助成金の申請・お問合せ先

宮崎労働局 助成金センター
〒880-2105 宮崎市大塚台西1-1-39
☎0985-62-3125

計画検討段階から
お気軽に
ご相談ください



産業雇用安定助成金
ガイドブック



在籍型出向
ハンドブック